

【 処置 】

2 4 7 皮膚科光線療法（赤外線又は紫外線療法）の算定について

《令和 6 年 7 月 3 1 日》

○ 取扱い

次の傷病名に対する J 054 皮膚科光線療法「1」赤外線又は紫外線療法の算定は、原則として認められる。

- (1) 湿疹・皮膚炎（急性・慢性）
- (2) 脂漏性湿疹・皮膚炎
- (3) アトピー性皮膚炎
- (4) 痒疹
- (5) 乾癬
- (6) 掌蹠膿疱症
- (7) 尋常性白斑
- (8) 凍瘡
- (9) 円形脱毛症
- (10) 尋常性ざ瘡
- (11) 帯状疱疹

○ 取扱いを作成した根拠等

赤外線療法は、赤外線の温熱作用により毛細血管を拡張、充血させ、新陳代謝の活性化や鎮痛作用をもたらす。紫外線療法は、光源ランプを用いて直接紫外線をあてることにより、皮疹の軽快、免疫抑制、皮膚の炎症や掻痒感の軽減等の治療効果を有する。これらの療法はその作用や治療効果より、多様な皮膚疾患に実施されている。

以上のことから、上記(1)から(11)の傷病名に対する J 054 皮膚科光線療法「1」赤外線又は紫外線療法の算定は、原則として認められると判断した。